

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 5月29日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

### 香川県人事委員会規則第11号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率) 第14条 略</p> <p>第15条 略</p>	<p>(勤勉手当の成績率) 第14条 給与条例第4条第12項に規定する再任用職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第14条の8第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の93以上100分の150以下（第5条の2に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の119以上100分の190以下）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 100分の82.5以上100分の93未満（特定幹部職員にあっては、100分の105.5以上100分の119未満）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 100分の72（特定幹部職員にあっては、100分の92）</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 100分の72未満（特定幹部職員にあっては、100分の92未満）</p> <p>2 前項の場合において、職員の成績率を同項第4号に該当するものとして定めるときには、当分の間、人事委員会の定めるところによるものとする。</p> <p>第15条 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。</p>

附 則

2 略

3 平成21年6月に支給する勤勉手当の成績率に関する第14条第1項及び第15条第1項の規定の適用については、第14条第1項第1号中「100分の93以上100分の150以下」とあるのは「100分の87以上100分の140以下」と、「100分の119以上100分の190以下」とあるのは「100分の106以上100分の170以下」と、同項第2号中「100分の82.5以上100分の93未満」とあるのは「100分の77以上100分の87未満」と、「100分の105.5以上100分の119未満」とあるのは「100分の94以上100分の106未満」と、同項第3号中「100分の72」とあるのは「100分の67」と、「100分の92」とあるのは「100分の82」と、同項第4号中「100分の72未満」とあるのは「100分の67未満」と、「100分の92未満」とあるのは「100分の82未満」と、第15条第1項第1号中「100分の35超」とあるのは「100分の30超」と、「100分の45超」とあるのは「100分の40超」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」と、同項第3号中「100分の35未満」とあるのは「100分の30未満」と、「100分の45未満」とあるのは「100分の40未満」とする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 6月に支給する場合においては100分の35超（特定幹部職員にあっては、100分の45超）、12月に支給する場合においては100分の40超（特定幹部職員にあっては、100分の50超）
  - (2) 勤務成績が良好な職員 6月に支給する場合においては100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）、12月に支給する場合においては100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）
  - (3) 勤務成績が良好でない職員 6月に支給する場合においては100分の35未満（特定幹部職員にあっては、100分の45未満）、12月に支給する場合においては100分の40未満（特定幹部職員にあっては、100分の50未満）
- 2 前条第2項の規定は、前項第3号に該当するものとして成績率を定める場合に準用する。

附 則

2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。